

難病について（難病の定義）

難病

- 発病の機構が明らかでない
- 治療方法が確立していない
- 希少な疾病である
- 長期の療養を必要とするもの

患者数による限定は行われませんが、難病対策では、他の施策体系が樹立されていない疾病を幅広く対象に、調査研究・患者支援を推進します
(例:悪性腫瘍などはがん対策基本法で対応)

指定難病

難病のうち、以下の要件の全てを満たすものを、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定

- 患者数が本邦において一定の人数(注)に達しないこと
- 客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること

(注)人口の0.1%程度以下であることを厚生労働省令において規定。

特定医療費支給認定
(医療費助成)の対象

指定難病と診断された方へ

～特定医療費（医療費助成）制度をご存じですか～

指定難病と診断され、特定医療費（医療費助成）の支給認定を受けることを希望される場合には、指定難病ごとに定められている国の診断基準を満たし、次のいずれかに該当することが必要です。

- ①病状の程度が重症度分類を満たすもの
(厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度である者)
※ 1年ごとに更新申請が必要であり、その都度重症度分類が確認されます
- ②①に該当しない場合でも、支給認定申請のあった月以前の12月以内に、指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月数が3月以上あるもの